

西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）

第1回質問に対する回答書

令和2年3月

横浜市水道局

本質問回答書は、令和2年2月6日（木）から2月21日（金）までに受け付けた、西谷浄水場再整備事業（排水処理施設）に係る実施方針（案）に関する質問への回答を記載したものです。

回答は現時点での考え方を示したものであり、今後の検討により変更する可能性があります。詳細は、入札説明書等に記載します。

なお、質問受付期間及び質問受付数は、以下のとおりです。

質問受付期間：令和2年2月6日（木）午前9時から
令和2年2月21日（金）午後5時まで

質問受付数：

第1 本事業の概要		
1	事業の目的	1件
2	事業内容に関する事項	18件
第2 事業者の募集及び選定に関する事項		
1	事業者の募集及び選定方法	9件
2	事業者の募集及び選定の手順	3件
第3 入札参加者の備えるべき参加資格要件		
1	入札参加者が企業グループである場合の構成等	1件
2	共通の参加資格要件	0件
3	各業務における参加資格要件	31件
第4 審査及び選定に関する事項		
1	評価委員会	0件
2	落札者の決定	0件
3	評価結果の公表	0件
第5 落札後の手続き		
1	SPCの設立	2件
2	建設JVの結成	2件
第6 提出書類の取扱い		
1	著作権	1件
2	特許権等	0件
第7 民間事業者の責任明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項		
1	基本的な考え方	0件
2	要求水準	0件
3	予想されるリスクと責任分担	0件
4	事業の実施状況のモニタリング	0件

第8 公共施設の立地及び規模並びに配置に関する事項		
1	敷地の立地条件	0件
2	本施設の概要	11件
第9 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項		0件
第10 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項		
1	事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	0件
2	水道局の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合	2件
3	その他の事由により事業の継続が困難となった場合	0件
第11 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項		
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	0件
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	0件
第12 その他		
1	予定価格	0件
2	入札及び契約手続等	0件
3	入札に伴う費用負担	0件
4	情報公開及び情報提供	0件
5	本事業の実施方針（案）に関する問い合わせ	0件
別紙		
別紙1	本事業の実施体制	0件
別紙2	西谷浄水場平面図	0件
別紙3	事業者管理範囲	0件
別紙4	整備対象施設一覧	5件
別紙5	新設対象施設配置（案）	0件
別紙6	更新・耐震補強対象施設	1件
別紙7	撤去対象施設	0件
別紙8	閲覧資料一覧	0件
別紙9	リスク分担表	21件
合計		108件

第1回質問に対する回答（令和2年3月12日公表）

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
1	事業の目的	1	第1	1				「～排水量の増加に対応する」とありますが、全量処理や粒状炭導入により、PAC注入率などを変更する計画はありますでしょうか。あれば具体的な処理条件をご提示ください。	基本計画では、想定していません。 なお、実績値を要求水準書（案）に示します。
2	水道施設設計指針の解釈	3	第1	2	(4)	ウ	(ア)	水道施設設計指針については、本文の囲み枠線内の記載事項が適用されると考え、枠外の記載事項は参考扱いとして必ずしも採用しなくて良いと解釈しますが宜しいでしょうか。	原則、水道施設設計指針に記載されている枠外の記載事項も適用します。但し、合理的な理由があれば、その限りではありません。
3	水道施設設計指針の解釈	3	第1	2	(4)	ウ		水道施設設計指針について、「望ましい」との語尾で記載された仕様は、必ずしも採用しなくて良いと解釈しますが宜しいでしょうか。	No. 2の回答を参照してください。
4	要綱、指針等	3	第1	2	(4)	ウ		「ただし、同等の性能を確保した場合はこの限りでなく、その他本事業に係る要綱、指針等があればそれを適用する。」とあります。これは、事業者の実験や実績に基づき同等の性能であることが説明可能であれば、各種指針に示された仕様から逸脱しても提案可能と解釈しますが宜しいでしょうか。事業者側の創意工夫を活かすためにも重要な点ですのでご回答をお願いします。	そのとおりです。
5	要綱/指針等、仕様書、入札図書の優先順位	3	第1	2	(4)	ウ,エ		「ウ 要綱、指針等」及び「エ 仕様等」と、入札図書（図面、要求水準書及び事業者側の提案書等）の優先順位をご教示下さい。	適用する「ウ 要綱、指針等」及び「エ 仕様書等」は、要求水準書（案）に示しますので、入札図書の一部となり、技術提案及び設計等はこれらを遵守することが求められます。
6	設計の委託	4	第1	2	(5)	イ	(エ)	設計の一部を委託する場合の、「一部」の基準はありますでしょうか。	「一部」の基準については、建築士法第24条の3（再委託の制限）のとおりです。
7	設計・工事期間	4	第1	2	(5)	ウ		「令和9年3月までに浄水処理施設に対応する能力を備えることとする。」とありますが、令和9年3月までに能力を備えた当該施設を市に引渡した後、直ちに運転・維持管理業務を開始しなければならないとの理解でよろしいでしょうか。	運転・維持管理業務は、既設施設も含め令和3年4月1日から開始となります。 なお、引渡し完了した施設から運転・維持管理を開始してください。
8	設計・工事期間	4	第1	2	(5)	ウ		「令和9年3月までに浄水処理施設に対応する能力を備えることとする。」とありますが、能力を備えた後から令和11年3月までどのような工事を想定しているのでしょうか。	更新対象施設のうち、令和9年4月から令和11年3月までに目標耐用年数が到達する施設の更新工事を想定しています。
9	事業期間終了後の措置	5	第1	2	(5)	エ		「（中略）既設施設及び本事業で整備した新設対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。」とありますが、事業終了前に貴局と事業者による施設確認等を行い、施設状況を明確にした上で、記録等を残して頂けるとの理解で宜しいでしょうか。 また、事業終了後、次期事業者の帰責事由により発生した設備不具合等に関するリスク分担を明確にお示しいただけるとの理解で宜しいでしょうか。	前段については、事業期間終了前に水道局と事業者で本施設の取り扱いについて協議を行い、両方で施設の状況等の確認を予定しています。詳細は、モニタリング基本計画（案）に示します。 後段については、事業終了後のリスク分担の考え方を基本契約等の案に示します。
10	事業期間終了後の措置	5	第1	2	(5)	エ		本項では事業期間終了後の内容が記載されていますが、運転・維持管理業務開始前における、既存施設の施設・設備状況の相互確認をリスク分担の観点から実施した方がよいと考えますが、予定についてご教示願います。	運転・維持管理業務開始前に、水道局と事業者で施設の状況等の確認を予定しています。
11	事業期間終了後の措置	5	第1	2	(5)	エ		「事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。」との記載がありますが、毎年実施する定期修繕や定期的な修繕（ex. 3年に1回実施する修繕で21年目に実施する予定の修繕）などは修繕を要する状態で引き継げるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
12	事業期間終了後の措置	5	第1	2	(5)	エ		「既存施設及び本事業で整備した新設対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で、水道局へ引き継ぐものとする。」とありますが、既設施設の一部に耐震補強又は流用対象施設があることから、事業者において適切な維持補修をおこなっても、経年劣化に伴う老朽化は避けられないため、現状での引き渡しを認めていただけると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。 但し、既設施設及び本事業で整備した新設対象施設の全てにおいて、事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがないよう、事業期間内に適切な更新及び修繕を行ってください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答	
13	運転・維持管理 基本計画	5	第1	2	(5)	オ	(イ)	a	「運転・維持管理基本計画の策定」とありますが、記載すべき内容及び提出期限については、要求水準書（案）でお示し頂けると考えて宜しいでしょうか。	そのとおりです。
14	事業の対象となる 業務範囲	5	第1	2	(5)	オ	(イ)	j	施設見学対応協力業務は、水道局が主体で行い、事業者は補助を行うという認識と捉えていますが、具体的にどのような業務を行うかについてご教示願います。また、施設見学の月ごとの実施回数（実績）、1回あたりの人数についてご教示願います。	前段については、事前に日程及び見学ルート进行调整した上で、水道局が主体で行います。事業者は、見学ルートの安全確保及び開錠等を行うこととなります。後段については、施設見学のこれまでの傾向から、年5回程度です。そのうち、定例的な開催は3回（水道局開催の研修50人程度、水道局開催の研修10人程度、水道局外開催の研修10人程度）で、その他2回は不定期な数人程度の視察となります。
15	災害及び事故対策 業務	5	第1	2	(5)	オ	(イ)	k	災害及び事故対策業務とは、具体的に、何をどの範囲で想定しているのか提示頂けますでしょうか。	要求水準書（案）に示します。
16	事業の対象となる 業務範囲	5	第1	2	(5)	オ	(イ)		本事業の運転・維持管理業務の中で、浄水発生土の有効活用等に関する記載がありませんが、浄水発生土の有効活用は、本事業に含まれる認識で宜しいでしょうか。また、この場合、既存排水処理施設の運転開始（令和3年4月1日）から実施するものか、それとも脱水機更新後の運転より実施するものかについてご教示願います。	前段については、そのとおりです。後段については、汚泥の処分（有効利用）は、令和3年4月1日から実施することとなります。
17	法令遵守のための 申請	5	第1	2	(4)	ア	(ウ)(マ)		水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関して、脱水機更新に伴う申請は水道局様にて行うものであり、建設JVは補助業務との理解でよろしいでしょうか。	申請者はSPCとなります。詳細は、要求水準書（案）に示します。
18	事業期間終了後の 措置	5	第2	2	(5)	エ			既施設についても事業期間終了後1年以内に更新及び経年劣化による修繕を要することがない状態で水道局へ引き継ぐことが求められていますが、本事業が性能発注であることを鑑み、性能が維持されていれば更新及び経年劣化による修繕の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 12後段の回答を参照してください。
19	運転・維持管理 業務に係る対価	6	第1	2	(5)	カ	(イ)		運転・維持管理業務に係る対価の支払いは年1回との記載がありますが、年4回や月1回などに変更いただけないでしょうか。支払い頻度が少ないことによって、SPCの資本金が過度に大きくなります。	基本契約等の案に示します。
20	新・旧運転切替 計画の評価基準	7	第2	1	(3)	イ			新・旧施設の運転切替計画の実現性についての評価基準はどのような着眼点で判断されるのでしょうか。	落札者決定基準に示します。
21	汚泥の有効活用 方法	7	第2	1	(3)	エ			本事業は排水処理のみの事業であることから、排出主体はあくまで貴局であるとの理解でよろしいでしょうか。（『水道事業における官民連携に関する手引き』第IV編PFI導入の検討3. 1. 8その他の検討すべき事項より）また、有効利用といえども有価での有効利用でない場合、汚泥は産業廃棄物であり、その費用は貴局の負担との理解でよろしいでしょうか。	前段については、本施設の排出主体はSPCとなります。後段については、現在、水道局が行っている産業廃棄物の処理に要する費用から想定した額を予定価格に計上します。
22	事業者選定方法	7	第2	1	(2)				落札者の選定は、技術提案及び入札価格を総合的に評価する総合評価落札方式により行うものとする。本事業はWTO政府調達協定の対象となる。と記載されています。この際の評価値算出方法は、「評価値＝技術評価点/入札価格＝（標準点+加算点）/入札価格」かつ「入札価格が横浜市工事請負契約に係る低入札価格取扱要綱（平成28年4月1日）に規定する調査基準価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回るものについては、算出式中の「入札価格」を「調査基準価格」として評価値を算出する」ものと考えてよろしいでしょうか。	落札者決定基準に示します。
23	事業者に求める もの	7	第2	1	(1)				「～関連工事として、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井～西谷浄水場）改良事業がある」とありますが、原水濁度などの変動は予想されますでしょうか。	関連工事に伴う原水濁度の変動は想定していません。
24	事業者に求める もの	7	第2	1	(1)				汚泥の有効活用の業務は、既存施設での運転開始の令和3年4月から事業者の業務範囲に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
25	事業者に求める もの	7	第2	1	(1)				汚泥の有効活用の業務では、現在と同様に産業廃棄物として扱う有効活用（有価物として販売する必要はない）でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
26	事業者を求めるもの	7	第2	1	(1)			「～関連工事として、西谷浄水場再整備事業（浄水処理施設）及び相模湖系導水路（川井接合井～西谷浄水場）改良事業がある」とありますが、本工事手順の検討のため、事業概要とスケジュールについてご教示ください。	平成29年9月15日、平成30年9月28日、令和元年9月13日及び令和2年2月14日開催の横浜市会水道・交通委員会資料に記載のとおりです。
27	関連工事	7	第2	1	(1)			関連工事の発注時期、工事内容はどのようなものでしょうか。	No. 26の回答を参照してください。
28	現在請負者との相互調整	7	第2	1	(1)			「事業者を求めるもの」現在の運転管理の受託者及び関連工事の請負者と相互調整を行う必要がある。と記載が有りますが、相手側の協力体制は整っているものと考えて宜しいでしょうか。	現在の運転管理の受託者については、委託業務内で引継ぎマニュアルを作成し、引継ぎの機会を設けます。また、関連工事の請負者については、本事業に協力する旨を入札図書に示します。
29	事業者の募集及び選定スケジュール	8	第2	2	(1)			汚泥の有効活用の業務では、現在と同様に産業廃棄物として扱う有効活用（有価物として販売する必要はない）でも良いとの理解でよろしいでしょうか。	No. 25の回答を参照してください。
30	事業者の募集及び選定スケジュール	8	第2		(1)			実施方針（案）等に関する説明会及び現場見学会が令和2年2月に予定されていますが、以降のスケジュールでは現場見学会の予定がありません。詳細計画を検討するにあたり、入札公告までに別途現場見学会を設けていただくことは可能でしょうか。もしくは、第2回の現場見学会を設けていただくことは可能でしょうか。	現場見学会を開催します。 なお、申込期間及び開催日時等は、横浜市ホームページで公表します。
31	閲覧期間	9	第2	2	(2)	イ	(ア)	資料閲覧の閲覧期間は、令和2年2月6日から令和2年2月21日まで予定されていますが、以降のスケジュールでは資料閲覧の予定がありません。詳細計画を検討するにあたり、入札公告までに別途資料閲覧の機会を設けていただくことは可能でしょうか。 また、別途資料閲覧の機会を設けていただける場合、別紙8に記載の閲覧資料一覧以外に、排水処理総括月報・年報など詳細設計に必要な資料等を閲覧させていただくことは可能でしょうか。	前段については、資料閲覧を実施します。 なお、申込期間及び実施期間等は、横浜市ホームページで公表します。 後段については、排水処理総括月報及び排水処理総括年報等を閲覧資料に追加します。
32	入札参加者が企業グループである場合の構成等	11	第3	1				SPCに出資を予定していない者で、SPCから直接業務を請け負うことを予定している者は、必ずしも入札参加者として企業グループに加わる必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。
33	工事業務の実施を担う者の要件	12	第3	3	(1)	ウ		横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「管」の登録を認められていること。との条件がありますが、機械器具設置工事の一部として管工事を実施する場合は、「管」の登録は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業には、新設脱水機棟などの建築に伴い、給排水衛生設備工事（例：給排水管の布設）及び冷暖房設備工事（例：空調設備の設置）が必要であるため、「管」の登録は必要です。
34	工事業務の実施を担う者の要件	12	第3	3	(1)	ウ		横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「上水道」の登録を認められていること。との条件がありますが、機械器具設置工事の一部として上水道工事を実施する場合は、「上水道」の登録は不要であるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業には、口径100mm以上の場内配管（上水道）の布設替えが必要であるため、「上水道」の登録は必要です。
35	参加資格要件	12	第3	3	(1)	ウ		建設JVは、令和元年・2年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（工事関係）において、「機械器具設置」…「上水道」及び「管」の登録を認められていること。と記載が有りますが、本整備事業は複合的な機械器具の設置であるため「管」の登録は不要と考えます。更に、上水道などの施設および設備の築造、設置する工事に該当するため「管」の登録は不要と考えますが宜しいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
36	横浜市の有資格者名簿	12	第3	3	(1)	ウ		管工事を上水道の登録で実施することでよいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
37	横浜市の有資格者名簿	12	第3	3	(1)	ウ		管工事を実施する企業は「上水道」の登録で実施する解釈でよいでしょうか。	No. 33の回答を参照してください。
38	参加資格要件	12	第3	3	(1)	ウ		『建設JVは、～略～ 総合評定値通知書（～略～）における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすこと』とありますが、JV代表構成員並びにJV第2位構成員以下の全構成員で（1）ウに示された「機械器具設置」、「電気」、「土木」、「建築」、「上水道」及び「管」全てを有していればよいという理解でよろしいでしょうか。	そのとおりです。 (No. 40の回答を参照してください。)
39	工事業務の実施を担う者の要件	12	第3	3	(1)	エ		建設業法第3条に定める「管工事業」の特定建設業許可は本店にて許可されていればよろしいでしょうか。	本店のみで許可されている場合は、本店が入札参加者となります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
40	実施方針 (案)	12	第3	3	(1)	オ		業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすことと記載されています。JV代表構成員は1社で業種ごとに1250点以上、第2位構成員も1社で業種ごとに900点以上を有していなければならないのでしょうか。	建設JVは、建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査（以下「経審」という。）の総合評定値通知書（本事業の入札参加資格確認申請書類の提出日で有効かつ最新のものとする。以下同じ。）における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は担当する主たる1業種で1250点以上（但し、その他担当する業種では900点以上を満たすこと。）、JV第2位構成員以下は担当する業種で900点以上を満たすこととします。
41	実施方針 (案)	12	第3	3	(1)	オ		業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすことと記載されています。1業種だけでも1250点以上を有していればJV代表構成員、1業種だけでも900点以上を有していれば第2位構成員になれるのでしょうか。	No. 40の回答を参照してください。
42	実施方針 (案)	12	第3	3	(1)	オ		業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上、JV第2位構成員以下は900点以上を満たすことと記載されています。各JV構成員が有している業種を合わせて、業種ごとに1250点以上を満たさないと参加資格を得られないのでしょうか。	No. 40の回答を参照してください。
43	工事業務の実施を担う者の要件	12	第3	3	(1)	オ		J V代表構成員は自社が担当する建設業の許可業種の経審総合評価値が1250点以上持っていればよいのでしょうか。それとも全許可業種の評価値が1250点以上保有していなければならないのでしょうか。	No. 40の回答を参照してください。
44	工事業務の実施を担う者の要件	12	第3	3	(1)	オ		建設業法第27条の23第1項に定める経審の総合評定値通知書における業種ごとの総合評定値について、JV代表構成員は1250点以上を満たすこと。との条件がありますが、JV代表企業が複数の工種を兼ねる場合は、主たる工種が1250点以上あればよろしいのでしょうか。	No. 40の回答を参照してください。
45	配置技術者	13	第3	3	(2)	ア		設計技術者の配置は設計期間のみでよいのでしょうか	設計技術者の配置については、設計期間に限らず、工事期間中においても必要に応じて適切に配置してください。
46	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		本事業の業種に係る監理技術者は、設計期間を除く工事期間のみ配置することでよいのでしょうか。	国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルのとおり、監理技術者を工事現場に専任配置してください。 なお、監理技術者の専任配置期間については、緩和措置を検討しています。
47	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		「建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと…」とありますが、施工現場に専任で配置する者は、業種に係る工事期間のみ配置する解釈でよいのでしょうか。	No. 46の回答を参照してください。
48	技術者配置	13	第3	3	(1)	ク		「建設JVは、本事業の業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を施工現場に専任で配置できること。なお、建設JVの場合はJV構成員ごととする。」とございますが、本事業は異業種企業が共同して参画するものであり、建設JVは乙型を想定しておりますがよろしいのでしょうか。また、そうである場合、専任の技術者配置は当該業種の現場従事期間であるとの理解でよろしいのでしょうか。	前段については、そのとおりです。 後段については、No. 46の回答を参照してください。
49	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		建設工事J Vに配置する監理技術者は、担当する工事（工種）の工事期間のみ配置する解釈でよいのでしょうか。	No. 46の回答を参照してください。
50	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		設計・工事期間が8年と非常に長く、固定した技術者を配置するのが困難と考えられます。技術者は途中交代可能と考えてよいのでしょうか。	そのとおりです。 但し、技術者の途中交代については、別途、基本契約等の案に示す規定に基づき、水道局と協議の上、条件を満足する技術者を配置する必要があります。
51	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		設計工事期間が8年と非常に長く、この期間中に固定した技術者を配置するのが非常に困難と考えます。技術者は工事期間中の途中交代が可能との解釈でよろしいのでしょうか。	No. 50の回答を参照してください。
52	配置技術者	13	第3	3	(1)	ク		土木、建築工事を2社以上のJ Vで施工する場合、各々の構成員毎ではなく、工事毎（土木・建築）に専任配置することでよろしいのでしょうか。	国土交通省の監理技術者制度運用マニュアルのとおり、JV構成員ごとに下請契約の額に応じて監理技術者または主任技術者を専任配置してください。 また、JV構成員1社が複数の業種を担当する場合は、担当業種に係る配置技術者が必要になります。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答	
53	工事業務の実施を担う者の要件	13	第3	3	(1)	ク	「なお、建設JVの場合はJV構成員ごととする。」とありますが、複数の建設業許可を有するJV構成員については、そのうちのひとつの業種に係る監理技術者資格者証を有する者又はこれと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者を、1社につき1名、施工現場に専任で配置できれば良いのでしょうか。	No. 52の回答を参照してください。	
54	監理技術者	13	第3	3	(1)	ク、ケ	①「ケ」の1行目に「上記キに掲げる者は・・・」とありますが、これは「上記クに掲げる者は・・・」が正しいとの前提で記載させていただきます。 ②「施工現場に配置する監理技術者」は、入札参加申請書類の提出日または落札候補通知日からおおむね7日間以内には他の工事に従事していない者でなければならないとの記載があります。 これを、国土交通省が定めた「監理技術者運用マニュアル」の内容に沿ったもの、即ち、工場製作期間に配置する監理技術者は上記条件を満たす者とし、「施工現場に配置する監理技術者」は実際の現場施工を行う時期までに他の工事に従事していない状態になれば良い、との理解でよろしいでしょうか。	①そのとおりです。 ②そのとおりです。	
55	配置技術者	13	第3	3	(1)	ケ	「上記キ」は「上記ク」の間違いでしょうか。	そのとおりです。	
56	工事業務の実施を担う者の要件	13	第3	3	(1)	ケ	「上記キに掲げる者」とありますが、「上記クに掲げる者」ではないでしょうか。	そのとおりです。	
57	工事業務の実施を担う者の要件	13	第3	3	(1)	ケ	「落札候補（予定）者通知書の送付日からおおむね7日以内に本事業に配置することができる場合に限り」とありますが、工事着手が数年先となる業種も含め、全ての業種について7日以内に配置しなければならないのでしょうか。	No. 54の回答②を参照してください。	
58	運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の要件	14	第3	3	(3)	イ	標準処理能力とありますが、一般的には施設能力で記される場合が多いため、施設能力に読み替えることは可能でしょうか。不可の場合、標準処理能力の定義についてご教示願います。	読み替え可能です。	
59	運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の要件	14	第3	3	(3)	イ	「（中略）標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る運転管理業務を元請けとして、2年以上継続して行った履行実績を有すること」とありますが、加圧脱水機を要する排水処理施設に係る実績との理解で宜しいでしょうか。	加圧脱水機に限定しません。	
60	参加資格要件	14	第3	3	(3)	イ	排水処理施設の運転管理業務（元請）履行実績について、「排水処理施設」とは脱水機の運転管理を含む排水処理と考えて宜しいでしょうか。	No. 59の回答を参照してください。	
61	運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の要件	14	第3	3	(3)	ウ	「（中略）標準処理能力一日当たり1万立方メートル以上の浄水場における排水処理施設に係る維持管理業務を2年以上実施した実績を有する者を配置すること」とありますが、加圧脱水機を要する排水処理施設に係る実績との理解で宜しいでしょうか。	No. 59の回答を参照してください。	
62	運転・維持管理業務を実施できる能力がある者の要件	14	第3	3	(3)	ウ	標準処理能力とありますが、一般的には施設能力で記される場合が多いため、施設能力に読み替えることは可能でしょうか。不可の場合、標準処理能力の定義についてご教示願います。	No. 58の回答を参照してください。	
63	設計業務の要件	14	第3	3	(2)	ウ	(イ)	「入札参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。」とありますが、この要件に抵触した場合、ペナルティ等を定める予定はありますでしょうか。	入札参加資格確認時に、入札参加資格を満たしていないと判断し、失格となります。 なお、入札資格確認申請書類に設計受託者を明記する欄を設ける予定です。
64	SPCの設立	15	第5	1	(2)	ア	代表企業以外の構成員について、出資割合等の条件はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
65	SPC出資者	15	第5	1	(2)	イ	「運転・維持管理を実施できる能力がある者は、必ずSPCに出資する」とありますが、構成企業内に該当者が複数あり、実際の「運転維持管理企業」が1社の場合でも、複数の構成会社に出資の必要が生じているようにも読み取れます。P. 21※7の御記載の通り、「運転・維持管理企業は義務」と捉えて宜しいでしょうか。	運転・維持管理企業のみSPCに出資してください。 なお、入札資格確認申請書類に運転・維持管理企業を明記する欄を設ける予定です。	
66	建設JVの結成	15	第5	2			建設JVの代表構成員及びその他構成員について、構成比率に関する条件はないと考えてよろしいでしょうか。	そのとおりです。	
67	建設JVの結成	15	第5	2			建設JVの施工方式(甲・乙型)は、事業者の任意により決定をすると考えてよろしいでしょうか。	No. 51前段の回答を参照してください。	

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
68	著作権	16	第6	1				「(中略)水道局は、本事業の公表及びその他水道局が必要と認める場合、入札参加者の技術資料の全部又は一部を無償で使用できるものとする。」とありますが、技術資料は入札参加者のノウハウ等が多分に含まれているため、貴局が全部又は一部を使用する際は、事前に協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	選考過程で技術資料を確認する者及び落札予定者の決定に係る者については、事前協議をせずに全部又は一部を複製して使用します。但し、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月条例第1号)に基づく行政文書の開示及びその他公表の必要が生じた場合は、ノウハウ等に該当する箇所を入札参加者に確認した後に、開示可能な範囲を開示します。
69	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			既設設備のメーカー定期点検の業務分担は貴局となっておりますが、既設設備のうち、更新対象施設、耐震補強施設、既設流用施設、撤去施設(撤去されるまで)のいずれにおいても、令和3年3月～令和29年3月までの間、貴局にてメーカー定期点検を実施されるとの理解で宜しいでしょうか。	そのとおりです。但し、メーカー定期点検が必要な既設設備が、令和11年4月以降に存在することは想定していません。
70	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			「なお、設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。その他の業務は、事業者が行う。」とありますが、各設備、各機器の目標耐用年数をご教示頂けないでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
71	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。との記載がありますが、目標耐用年数をご提示いただけますでしょうか。	No.70の回答を参照してください。
72	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕以外のその他の業務は事業者が行うとありますが、既設設備の目標耐用年数及びその他の業務に関わる詳細は、要求水準書(案)でお示し頂けると考えて良いでしょうか。	目標耐用年数は、No.70の回答を参照してください。その他の業務は、実施方針(案)18ページ第8.2(5)表中の運転管理、保守点検及び修繕を指します。
73	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。との記載がありますが、目標耐用年数に到達していない設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
74	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。との記載がありますが、設計・工事期間中に目標耐用年数に到達する設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	No.73の回答を参照してください。
75	設備の運転・維持管理及び修繕の業務分担	18	第8	2	(5)			設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備のメーカー定期点検及び突発的な修繕は、水道局が行う。との記載がありますが、別紙4にて「既設流用可能」と記載のある②既設脱水機棟「建屋」を、事業者が流用する場合のメーカー定期点検及び突発的な修繕は事業者が行うとの理解でよろしいでしょうか。	No.73の回答を参照してください。
76	整備に係る前提条件	18	第8	2	(3)			整備に係る前提条件が示されていますが、設備規模計画に必要な、原水濁度やPAC注入率、活性炭注入率、濁度-SS換算係数などの計画条件(最大値・平均値・最小値)は、今後明示されるものと考えてよろしいでしょうか。また原水量の平均値・最小値について、ご教示願います(西谷浄水場及び工業用水道鶴ヶ峰沈でん池ともに。)	実績値を要求水準書(案)に示します。
77	整備に係る前提条件	18	第8	2	(3)			原水濁度やPAC注入率、活性炭注入率、濁度-SS換算係数などの計画条件(最大値・平均値・最小値)や、原水量の平均値と最小値について、開示いただけますでしょうか。	No.76の回答を参照してください。
78	整備に係る前提条件	18	第8	2	(3)			「浄水処理施設394,000m3/日(原水ベース)」とありますが、原水ベースとはどのような意味でしょうか。計画1日最大給水量に作業用水などを見込んだ計画浄水量との理解でよろしいでしょうか。	原水ベースとは、西谷浄水場の着水井に到達する水量です。
79	事業者管理範囲	18	第8	2	(2)			当該範囲の確定時期はいつごろになるのでしょうか。	調達公告時に確定します。
80	合理的範囲	19	第10	2	(2)			「合理的な範囲」とはどのような内容なのでしょうか。	基本契約等の案に示します。
81	基本契約の解除に伴う損害	19	第10	2	(2)			「事業者が生じた損害のうち合理的な範囲について請求することができる」とありますが、合理的な範囲を具体的にお示しいただけませんか。	No.80の回答を参照してください。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所				質問	回答
82	整備対象施設一覧	別紙4					既設欄のうち更新の注釈として、「設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は水道局が行う」とありますが、更新・耐震補強・流用設備のいずれににおいても、目標耐用年数に達した設備の更新は貴局が行うとの理解で宜しいでしょうか。	耐震補強施設及び既設流用施設については、目標耐用年数に到達する設備は想定していません。更新対象施設については、そのとおりです。
83	整備対象施設	別紙4					②既設脱水機棟脱水機、計算機設備ほか撤去対象となっており、既設建屋は流用可能となっていますが、既設建屋は残置し、設備は全て新設建屋に設置するという認識で宜しいでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
84	整備対象施設一覧	別紙4					既設の更新(注)の記載に「設計・工事期間外に目標耐用年数に到達した設備の更新は、水道局が行う」とありますが、更新対象設備の目標耐用年数と更新時期に関する情報について、入札公告時までに関示いただけますでしょうか。	No. 70の回答を参照してください。
85	既設構造物(更新工事のない流用物)	別紙4					既設構造物(更新工事のない流用物)のリスクは水道局と考えてよろしいのでしょうか。	そのとおりです。 但し、既設脱水機棟建屋を流用する場合には、事業者のリスクとなります。
86	整備対象施設	別紙4,6					耐震補強は⑥排水池のみ対象とし、⑧排泥池～⑭放流口は更新との解釈で宜しいでしょうか。	耐震補強施設は、⑥排水池(既設)のみです。また、⑧排泥池～⑭放流口については、躯体は既設流用し、機械設備及び建屋等が更新対象施設となります。
87	耐震補強対象施設	別紙6					凡例に「更新・耐震補強対象施設」との記載がありますが、耐震補強の対象は⑥排水池のみであり、⑧排泥池～⑭放流口の躯体については耐震補強の対象外との理解でよろしいでしょうか。 また、⑧排泥池～⑭放流口の躯体は流用し、機械設備等が更新対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	No. 86の回答を参照してください。
88	リスク分担表	別紙9	No.5				「法制度・許認可の新設・変更によるもの」には指針・基準が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	含まれません。
89	住民反対運動	別紙9	No.9 No.10				「本事業に関する住民反対運動」等で、事業者が行う業務に当たらないものとしては、具体的にはどのようなことを想定されてますでしょうか。	水道局が行う業務を想定しています。
90	リスク分担表	別紙9	No.25	共通	不可抗力		注3で「…生じた損害又は増加費用の一部については、事業者も負うものとする」の記載がありますが、「損害又は増加費用の一部について」契約書又は要求水準書において、具体的に定める予定がありますでしょうか。	基本契約等の案に示します。
91	リスク分担表(不可抗力における増加費用)	別紙9	No.25 注3				不可抗力による増加費用の一部は事業者が負担するとの記述ですが、その負担割合及び負担すべき現象については、要求水準書(案)または契約書(案)にて示されると考えて宜しいでしょうか。	負担割合については、No. 90の回答を参照してください。 負担すべき現象は、要求水準書(案)及び基本契約等の案に示します。
92	リスク分担表	別紙9	No.35				設計・工事段階の技術進歩に対応するためには、設計、資機材調達、製作、施工の変更が必要となり時間を要するため、設計・工事期間のいつまでの技術進歩を対象とお考えでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
93	リスク分担表	別紙9	No.35				設計・工事期間が長期間にわたるため、提案時に比べ多様な技術進歩の可能性が高いと考えます。対応すべき技術進歩を具体的にお示しいただけないでしょうか。	No. 92の回答を参照してください。
94	技術進歩	別紙9	No.35				設計、工事段階における技術進歩に伴い、設備の内容に変更が必要となる場合のリスク分担が事業者となっていますが、変更に伴い利益が出る場合も事業者との理解でよろしいでしょうか。	No. 92の回答を参照してください。
95	リスク分担(土壌汚染)	別紙9	No.41				備考欄にある「土壌汚染除去も含む」という記述は、「土壌汚染」というリスクの種類に記述するものではないでしょうか。	別紙9リスク分担表の記述について、変更の予定はありません。
96	リスク分担表	別紙9	No.41				土壌汚染に係る資料は、今後、局から提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
97	リスク分担表	別紙9	No.43				地中埋設物に係る資料は、今後、局から提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示します。
98	リスク分担表	別紙9	No.45				環境汚染物質(アスベスト、PCB等)に係る資料は、今後、局から提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)に示します。

No.	質問項目 (タイトル)	頁	対応箇所					質問	回答
99	リスク分担保表	別紙9	No.47					原水水質の変動に伴うリスク（施設・設備能力不足、汚泥有効利用に関する提案の未達）は当該項目に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	原水水質の性状等は、要求水準書（案）に示します。 リスク分担に係る内容は、基本契約等の案に示します。
100	リスク分担 (既設施設一 施設瑕疵)	別紙9	No.55					事業者の修繕・更新を実施した時期でリスクを切り分けるのではなく、実施した部位か否かで切り分けるものではないでしょうか。	基本契約等の案に示します。
101	リスク分担保表 (電気等停止)	別紙9	No.62					「電気、ガス、薬品及び燃料が停止されるリスク」において事業者に「○」が付されていますが、自然災害や社会情勢の変化によるものは「No.25不可抗力」として整理されると考えて宜しいでしょうか。	本施設の排出主体は事業者であり、ライフライン等の供給先及び処分（有効利用）先を確保するのも事業者となります。 不可抗力に該当する場合は、水道局のリスクとなります。 但し、全ての事象が不可抗力に該当する訳ではなく、通常の見込み可能な範囲においては、事業者のリスクとなります。震災等を考慮したリスク分散を前提として、ライフライン等の供給先及び処分（有効利用）先を確保することは、事業者が努力すべきことと考えます。
102	リスク分担保表	別紙9	No.67	運転・ 維持管 理	発生土	処分 (有効 活用)		「震災等により発生土の処分(有効利用)が困難となる場合の経済的なリスク」のリスク分担が事業者となっていますが、原子力発電所事故等に起因する脱水ケーキの放射性物質等汚染に伴うリスク負担は、事業者は負わないとの理解でよろしいでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
103	リスク分担保表 (不可抗力時の 発生土利用)	別紙9	No.67	注10				「やむを得ない理由で局が認める場合は、発生土の処分（有効利用）が実現できない場合でも業務不履行としない。」とございますが、「やむを得ない理由」とはどのようなケースを想定されておりますでしょうか。また、経済的なリスクを事業者が負担するということは排出事業者が事業者になるということでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
104	リスク分担保表	別紙9	No.67					No.67震災等により発生土の処分（有効活用）が困難となる場合の経済的なリスクのリスク分担は事業者となっておりますが、例えば、震災等の起因により発生土に含まれる放射性物質濃度が上昇し、有効活用が困難になった場合、不可抗力に該当すると思慮します。 従って、当該リスクは貴局が主に負担するものと考えられるため、リスク分担者についてご再考いただけないでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
105	リスク分担保表 (不可抗力時の 発生土利用)	別紙9	No.67					震災等における発生土の処分（有効利用）に関しては、No.25を前提として考えると考えて宜しいでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
106	リスク分担保表 (不可抗力時の 発生土利用)	別紙9	No.67					本事業の排出事業者は貴局と理解しておりますが、「発生土の処分」における事業者の経済リスクとはどのようなリスクを想定されておりますでしょうか。	No. 101の回答を参照してください。
107	発生土の処分 (有効利用)	別紙9	No.67					震災等により発生土の処分（有効利用）が困難となる場合の経済的リスクが事業者負担となっていますが、震災等を要因とする対応費用は通常の見込み可能な範囲外であるため、No.25の不可抗力と同様のリスク分担にさせていただけないでしょうか。 このリスクを事業者が負担する場合は過度な費用増加につながります。	No. 101の回答を参照してください。
108	リスク分担保表 (発生土有効利 用の範囲)	別紙9	No.67					発生土の処分(有効利用)が事業者負担となっていますが、有効利用につきましては、貴水道局におかれましても一部お考えのご予定はございますでしょうか。	現在までの水道局の実績を、要求水準書（案）に示します。